

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 9 日

東北建設業協会連合会
専務理事 様

国土交通省 東北地方整備局
企画部 技術調整管理官

平成 29 年度総合評価実施方針について（お知らせ）

平成 29 年 2 月 21 日に平成 28 年度総合評価委員会が開催され、平成 29 年度総合評価実施方針（案）について了承されたところです。

平成 29 年度総合評価実施方針の内容について、別添資料のとおりお知らせしますので、関係する貴会会員に対して周知していただくようお願いします。

【基準の変更】

- ① 企業の工事成績評価対象期間

【試行工事】

- ① ICT土工工事の推進
- ② 簡易確認型の試行
- ③ 一括審査方式の積極的な活用
- ④ 段階的選抜方式（WLB を推進する企業を評価）
- ⑤ 若手・女性技術者の配置促進

試行工事については、入札公告、入札説明書の工事実施形態等に記載しますのでご確認願います。

総合評価委員会資料については、東北地方整備局ホームページに掲載しておりますので、以下のURLよりご覧いただけます。

<ホームページURL：<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/guideline/index.html>>

（担当窓口：技術管理課 課長補佐 櫻井）

平成29年度 工事における総合評価落札方式の 実施方針(案)

平成29年2月21日
東北地方整備局企画部技術管理課

平成29年度 総合評価委員会の審議(案)

前年度から継続し、以下のとおり実施する(案)

- 施工能力評価型(I・II型)は、審議の対象としない。
- 技術提案評価型(S型)における本官工事の審議は、原則として専門部会に諮るものとし、評価項目及び評価結果について入札・契約手続運営委員会の開催前に意見を聴くものとする。
ただし、復興事業に係る案件については、代表案件を抽出して審議することが出来るものとし、代表案件の抽出及び審議は専門部会において決定するものとする。
なお、代表案件の評価結果の審議については、日程の都合上やむを得ない場合には、事後の審議により意見聴取も出来るものとする。
- 技術提案評価型(A型)は、評価項目及び評価結果ともに全案件について、入札・契約手続運営委員会の開催前に意見を聴くものとする。

平成29年度 総合評価実施方針(案)【工事】

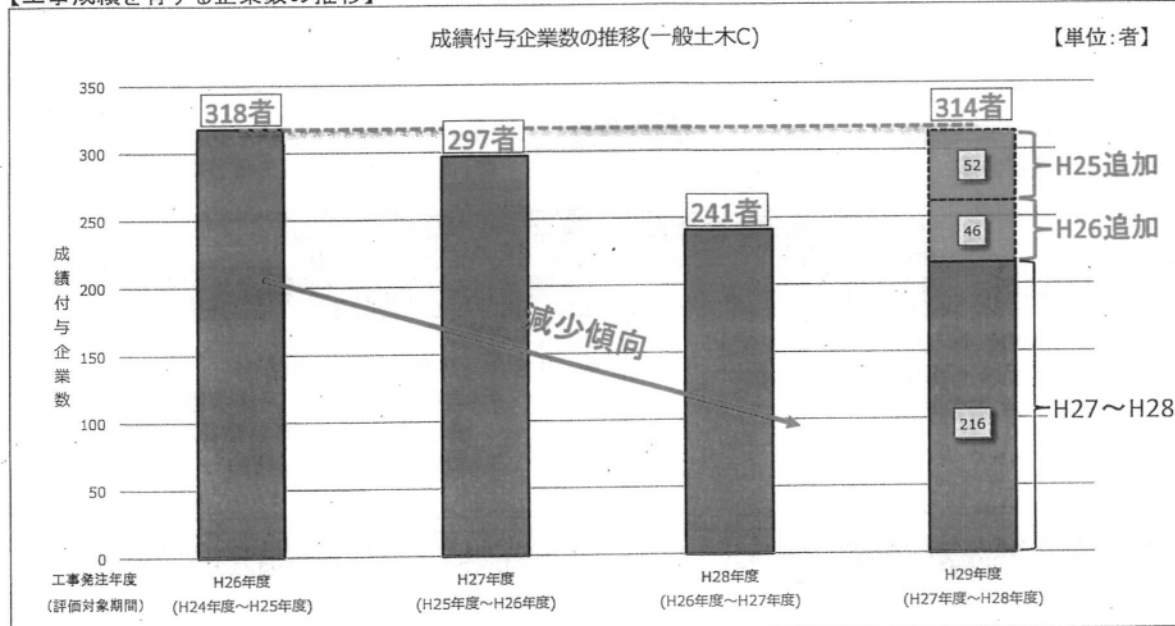
対応項目		課題・問題等	取り組み内容(案)
基準 改定	① 企業の工事成績評価対象 期間	平成26年度以降、 <u>工事成績有する 企業が減少</u> ・現行 過去2年間で評価	工事成績評定点の評価対象期間を見直し (改定) ・改定 過去4年間に見直し
東北復興 働き方改革 プロジェクト (情報提供)	① ICT土工工事の推進	建設現場の生産性向上に向けて、 <u>ICTの全面的な活用(ICT土工)の活 用を推進</u> するための取り組みが必要	ICTの全面的な活用(ICT土工)の「企業の 能力等」の評価項目での配点 ・ICT全面活用申請者を加点評価(2点)
	② 業務改善による効率的な働 き方	<u>競争参加者が増加傾向</u> にあり、競 争参加者は資料作成の負担、発注者 は審査に係る <u>事務量が増加</u>	<u>簡易確認型</u> の試行による業務の効率化 <u>一括審査方式</u> の積極的な活用による業務 の効率化
	③ ワーク・ライフ・バランス改 善をサポート	若手技術者や女性技術者が実績を 積む機会が少ないことから建設生産 を支える技術・技能の継承が行われ ず、 <u>将来的な工物品質の低下、担い 手の中長期的な育成及び確保が懸 念</u>	・若手技術者配置促進型及び女性技術者登 用促進モデル工事の試行 ・ <u>段階的選抜方式</u> においてWLBを推進する 企業を評価する試行

総合評価ガイドラインの改定(案)

【基準改定①】企業の工事成績評価対象期間(改定)

➤ 平成26年度以降、発注件数の減少などにより工事成績を有する企業数も減少

【工事成績を有する企業数の推移】



※東北地方整備局管内に本社(本店)を有する企業数を集計

※平成28年度の成績付与企業数は完了見込みを含む(12月末時点で平成28年度内に工事完了予定件数)

※評価対象期間毎の企業数は重複していない

【方針(案)】工事成績評定点の評価対象期間を2年間から4年間に改定することにより工事成績を有する企業数を確保

【情報提供】

東北復興働き方改革プロジェクト

6

東北復興働き方改革プロジェクト<新規>

東北地方整備局

背景

- 東北地方は少子化に伴う人口減や高齢化が進行しており、建設業の担い手不足が深刻化

労働力確保のため、建設業のイメージアップ、働き方の変革が必要

限られた労働力で効率的な施工を行うため、業務の効率化、生産性の向上が必要

東北復興働き方改革プロジェクト

① ICT, IoT活用で、働き方をスマートに！

- ICT活用工事の推進・普及で生産性を向上
 - ・ ICT土工工事の実施状況・効果検証
 - ・ 自治体への普及促進

② 業務改善により、より効率的な働き方を！

- 施工時期の平準化の推進
- 提出書類等の簡素化・簡略化
 - ・ 手続きを簡略化した入札手続きの導入
簡易確認方式、簡易積算方式 他
 - ・ 工事書類の簡素化(継続)

③ 技術者・技能労働者をサポート！

- 講習会、研修などでサポート
 - ・ 技能講習会の充実、官民合同講習会の実施
今年度100名受講
 - ・ 自治体と連携・強力
- インフラツーリズム等の観光施策との連携

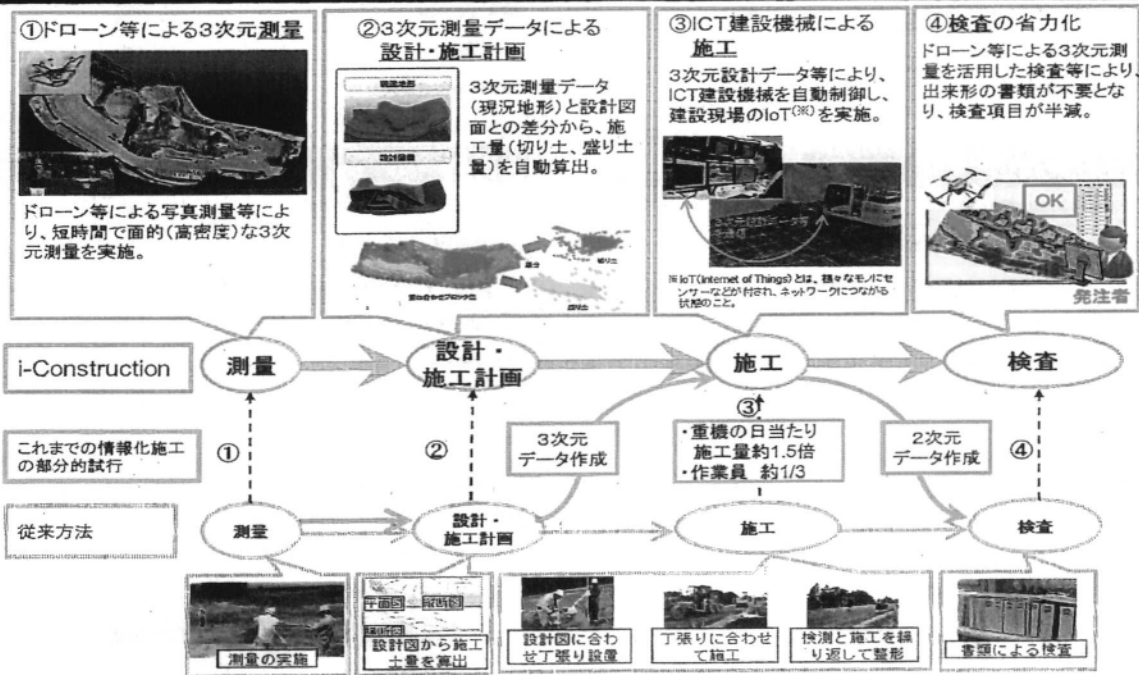
④ ワーク・ライフ・バランス改善をサポート！

- 女性技術者、若手技術者をサポート
 - ・ ワークライフバランス評価型段階選抜方式の導入
 - ・ 女性技術者・若手技術者配置促進工事を試行
 - ・ 自治体への普及促進

①ICT土工工事の推進

一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るなど魅力ある建設現場を目指すためにICTの全面的な活用(ICT土工)の活用を推進するための取り組みが必要

i-Construction (ICT技術の全面的な活用)



8

①ICT土工工事の推進

- 東北地方整備局における発注方式は以下のとおり(平成28年5月11日以降入札手続き開始工事から適用開始)
- 総合評価落札方式の加点対象は「施工者希望Ⅰ型」のみ
- ICT土工工事の実施件数は全国346件のうち東北で53件(H29年1月20日現在)

	発注者指定型	施工者希望Ⅰ型	施工者希望Ⅱ型
発注方式	発注時にICTの全面的な活用を指定	ICTの全面的な活用を総合評価落札方式の加点対象	契約後に施工者の希望によりICTの全面的な活用が可能
対象土工数量	本官工事に適用することを基本とする。	分任官工事で土工数量が大きい工事(掘削または盛り土のどちらかが20,000m ³ 以上を目安)に適用することを基本とする。	分任官工事で土工数量が1,000m ³ 以上あり左記二つに該当しない工事を適用する。
ICT必要経費	当初発注時より「ICT活用工事積算要領」に基づき計上	設計変更の対象とする。 なお、ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約変更の対象とする。	設計変更の対象とする。 なお、ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約変更の対象とする。
総合評価項目	—	評価あり(全面活用で評価点2点) ※受注者の責により不履行の場合は工事成績評定から3点減ずる	—
施工範囲	土工施工範囲の全てで適用	土工施工範囲の全てで適用	土工施工範囲の全てで適用
取組状況 (ICT全面活用件数/契約済件数)	3件/3件	34件/51件	16件/82件

(ICT全面活用件数合計 53件/136件)

9

①ICT土工工事の推進

ICT土工対象工事の評価項目及び配点

施工能力評価型(I型、II型)

分類	評価項目	配点	小計
	施工計画(I型のみ)	可・不可	
企業の能力等	企業の施工実績	5点	22~20点 換算後の加算点 20点 ⁽²⁾
	工事成績評定点	5点	
	表彰(優良工事表彰等)	2点	
	表彰(3D・SAFETY・安全表彰)	1点	
	ICTの全面的な活用(ICT土工)、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無 ⁽³⁾	2~1点	
	登録基幹技能者の配置の有無	1点	
	地理的条件 本店、営業所の所在地	2点	
地域精進度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	3点	
	地域防災への協力体制	1点	
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	7点	20点
	工事成績評定点	7点	
	優良工事表彰	4点	
	継続教育(CPD)の取り組み状況	2点	

注) 企業の能力評価の加算点最高点は、I・II型は20点に換算する。
換算後の加算点(I・II型)
= 加算点最高点(20点) / 評価項目の満点(22~20点) × 評価項目獲得点
換算後の加算点は、少数第2位を切り捨てとする。

技術提案評価型(S型WTO以外)

分類	評価項目	配点	小計
	技術提案	30点	30点
企業の能力等	企業の施工実績	4点	17~15点 換算後の加算点 15点 ⁽²⁾
	工事成績評定点	4点	
	表彰(優良工事表彰等)	2点	
	表彰(3D・SAFETY・安全表彰)	1点	
	ICTの全面的な活用(ICT土工)、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無 ⁽³⁾	2~1点	
	新技術活用の取り組み状況の有無	2点	
	登録基幹技能者の配置の有無	1点	
地域精進度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	1点	
	地域防災への協力体制	1点	
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	5点	15点
	工事成績評定点	5点	
	優良工事表彰	3点	
	継続教育(CPD)の取り組み状況	2点	

注) 企業の能力評価の加算点最高点は、S型は15点に換算する。
換算後の加算点(S型WTO以外)
= 加算点最高点(15点) / 評価項目の満点(17~15点) × 評価項目獲得点
換算後の加算点は、少数第2位を切り捨てとする。

※ICT、CIM等の配点内訳

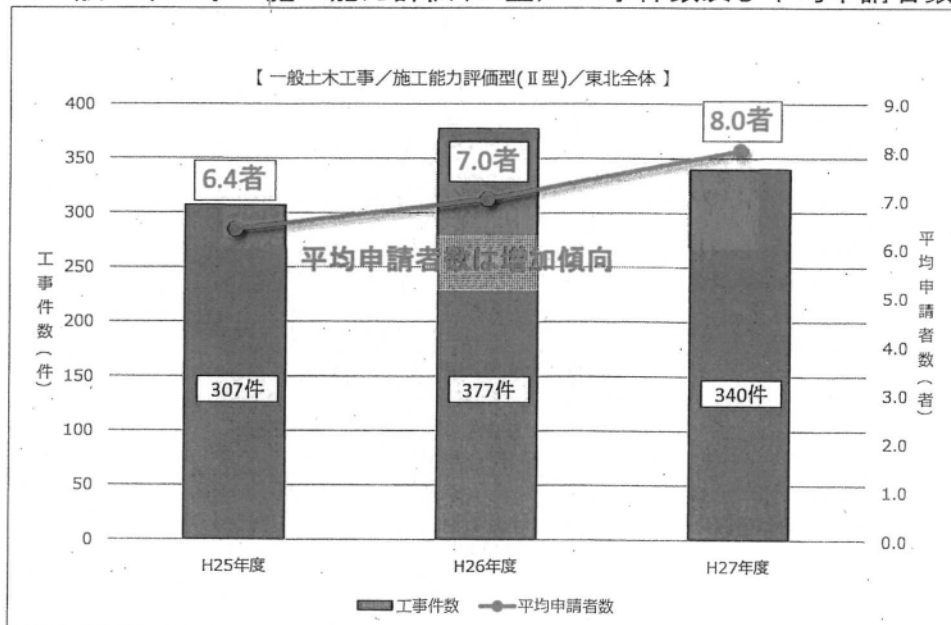
評価基準	配点	
	I・II型	S型(WTO以外)
ICTの全面的な活用(ICT土工)	2点	2点
CIMの活用	1点	1点
情報化施工技術(舗装工)の活用	1点	1点
該当無し	0点	0点

10

②業務改善による効率的な働き方

- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が必要
 ・最もシェアが高い一般土木工事では、近年競争参加者が増加傾向
 ・復旧復興・災害復旧や補正予算など発注が一定期間に集中する場合もある

■一般土木工事/施工能力評価(II型) 工事件数及び平均申請者数

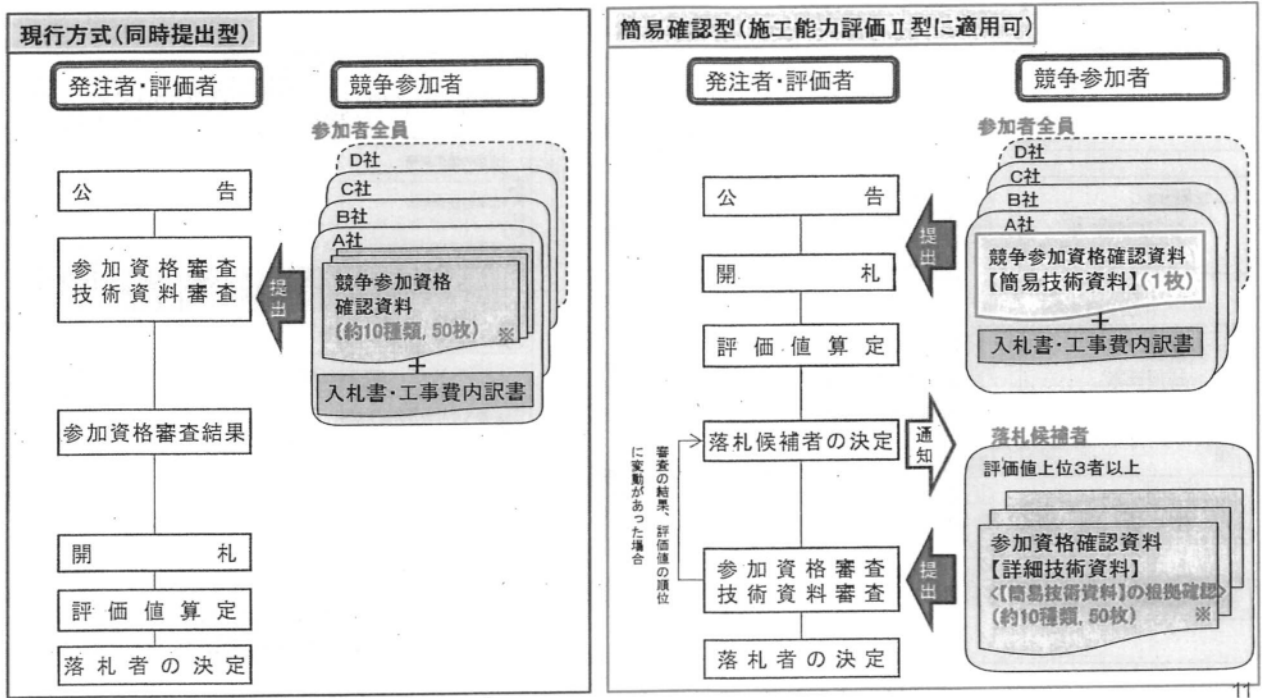


10

②業務改善による効率的な働き方(簡易確認型)

簡易確認型の試行

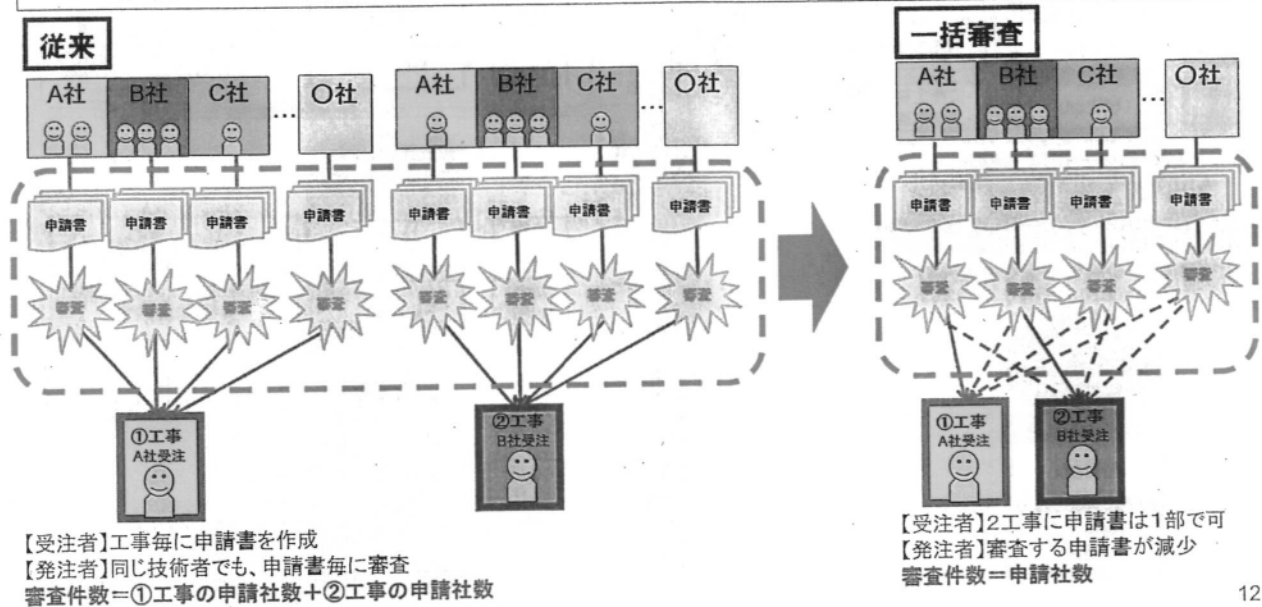
- 「簡易確認型は、総合評価落札方式において競争参加資格者に提出を求める技術資料を簡素化するもの
- 従来は全ての競争参加者に約50枚の技術資料を提出を求めていたが、「簡易技術資料」1枚に集約
- 簡易技術資料に基づく評価上位者から「詳細技術資料(従来と同様な技術資料)」を求め、落札者を決定するもの



②業務改善による効率的な働き方(一括審査方式)

一括審査方式の積極的な活用

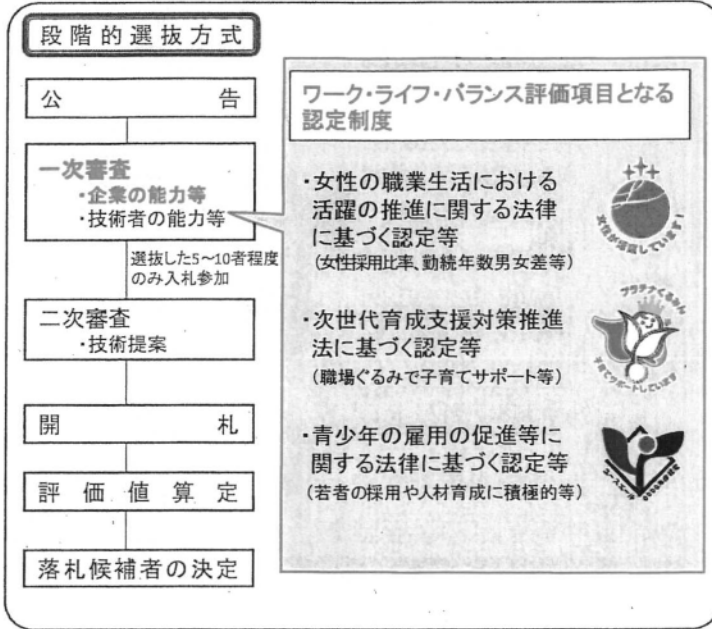
- 1工事当たりの申請者数は増加傾向
- 工事ごとに求めていた技術資料を、工事目的・内容が同種であり、施工箇所が近接している場合には、技術資料を一つにすることにより審査業務を効率化
- 競争参加者には資料作成にかかる負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待される
- 配置予定技術者を1名とすることで、受注企業数の増加を期待
- 平成28年度は16組/37工事で一括審査を実施(1月末時点公告済み)



③ワーク・ライフ・バランスの改善をサポート(段階的選抜方式)

WLBを推進する企業を評価する段階的選抜方式の実施

- ▶ 女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性躍進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、法令に基づく認定企業等々を評価
- ▶ 一般土木A等級等の工事において、段階的選抜方式の一次審査項目として、認定制度を活用した評価を試行的に導入(平成30年度までに全面的に導入)



■段階的選抜の1次審査の配点例
 技術提案評価型(S型WTO)

評価項目	配点例
企業の施工実績	5点
工事成績評定点	5点
事業促進PPPまたはCMの実績	5点
ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定	1点
小 計	16点
換算後の加算点	15点
技術者の能力等	
配置予定技術者の施工経験	6点
工事成績評定点	6点
他工種の施工経験	3点
小 計	15点
合 計	30点

※1「企業の能力等」で評価項目を設定(1点加算)

※2企業の能力評価の加算点最高点は、15点に換算する。

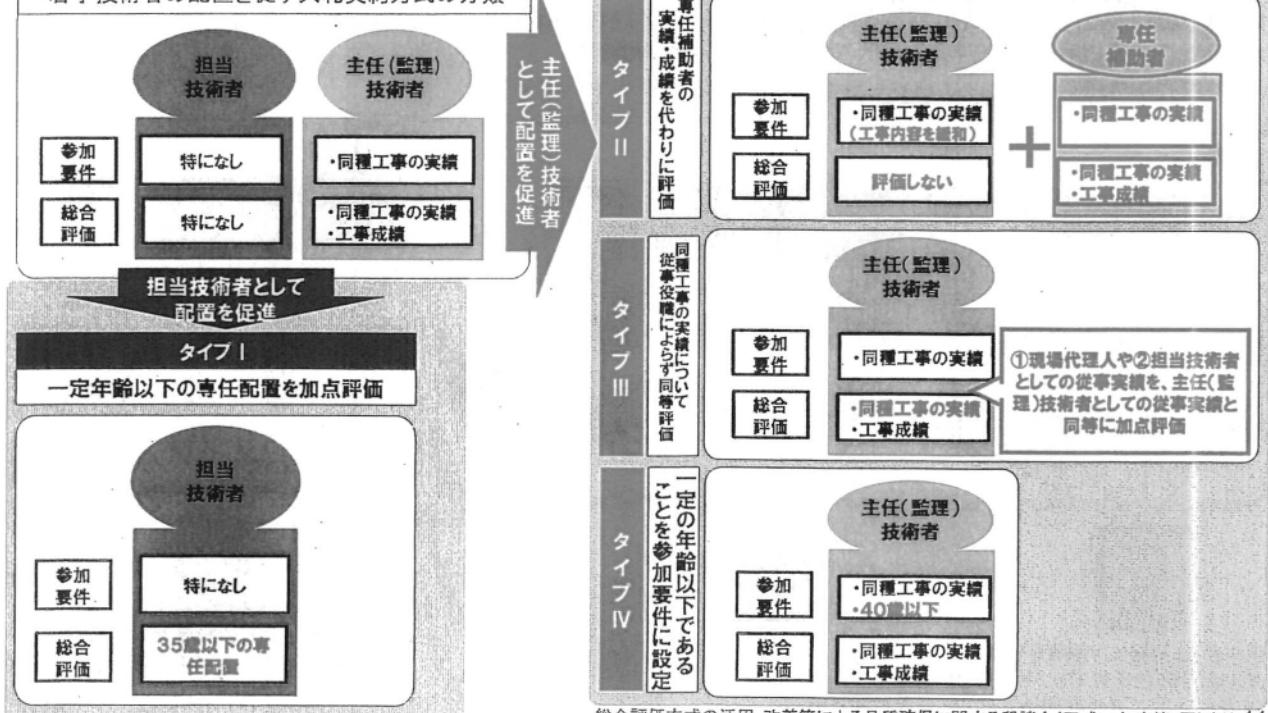
③ワーク・ライフ・バランスの改善をサポート(若手技術者の配置促進)

- ▶ 将来的な公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進を図る必要

【東北における試行状況】

- ・タイプⅠ：H28年度9件(契約手続き中)
- ・タイプⅡ：WTO対象工事及びタイプⅠを除く全数
- ・タイプⅢ：WTO対象工事を除く全数
- ・タイプⅣ：試行なし

若手技術者の配置を促す入札契約方式の分類



③ワーク・ライフ・バランスの改善をサポート(若手技術者の配置促進)

➤ 全国の若手技術者の配置を促す入札契約方式のフォローアップ

タイプ I

一定年齢以下の専任配置を
加点評価

今後の方向性 ➔

タイプ	H27実施件数	若手担当技術者配置率	工事成績	受注者からの主な意見
I	303件	約60%	78.4点 (N=80)	・若手に実績を積ませるために有効。 ・若手技術者が少ないため試行工事が増えると受注機会が減少する

6割の工事において若手技術者が配置されることとなり、一定の効果をあげていると思われ、参加者から経験を積ませるために有効との声もあるため、引き続き取り組むこととするが、適用にあたっては、地域における若手技術者の状況等を踏まえ、競争性の確保等に留意する。

タイプ II

専任補助者の実績・成績を
代わりに評価

今後の方向性 ➔

タイプ	H27実施件数	専任補助者配置率	工事成績	受注者からの主な意見
II	1,647件	約3%	77.3点 (N=18)	・技術者が少ない企業などでは専任補助者を配置することは負担が大きい。 ・企業による支援体制を評価してほしい。

専任補助者を配置した割合が極めて少なく、参加者からは専任補助者を配置する負担が大きいとの声もあることから、企業の支援体制等を評価する方を検討

※平均成績77.9点(H27完了工事)

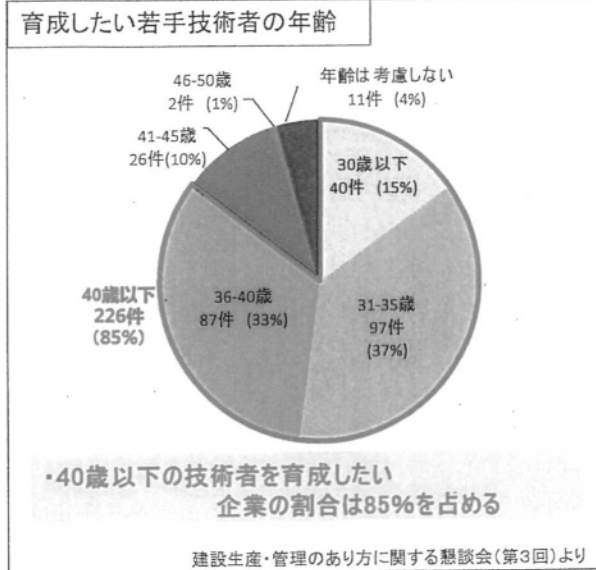
総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(平成28年度第2回)より 15

③ワーク・ライフ・バランスの改善をサポート(若手技術者の配置促進型)

➤ 東北におけるタイプ I (40歳以下の専任配置に加点)の活用状況
・平成28年度は9件試行、現在入札手続き中(H29年1月末現在)

■若手技術者の配置促進型の配点(試行)

分類	評価項目	配点	小計	
	施工計画(I型のみ)	可・不可		
企業の能力等	企業の施工実績	5点	24~22点 換算後の加算点20点 ²⁾	
	工事成績評定点	5点		
	若手技術者(40歳以下)の配置率(記載義務あり)	2点		
	表彰(優良工事表彰等)	2点		
	表彰(3D・SAFETY・安全表彰)	1点		
	ICTの全面的な活用(ICT土工、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無 ³⁾)	2~1点		
	登録高齢技術者の配置の有無	1点		
	地理的条件	2点		
	地域連携度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		3点
		地域防災への協力体制		1点
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験(担当技術者は5割評価)	7点	20点	
	工事成績評定点(現場代理人、監理技術者、主任技術者のみ評価)	7点		
	優良工事表彰	4点		
	継続教育(CPD)の取り組み状況	2点		
	合計			40点

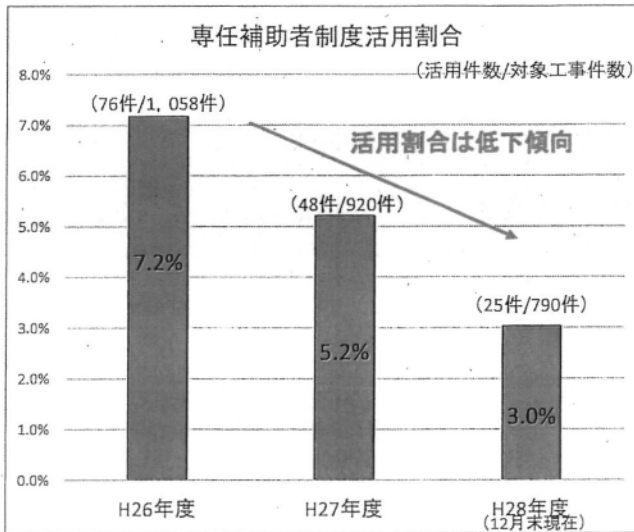


■【参考】女性技術者の登用を促すモデル工事(試行)

- ・競争参加資格要件として女性技術者の配置を設定
- ・試行実施件数
 - 平成26年度……3件
 - 平成27年度……該当工事なし
 - 平成28年度……1件(1月末現在、公告中 工事名:上野地区橋梁上部工工事)

③ワーク・ライフ・バランスの改善をサポート(専任補助者)

- ▶ 東北におけるタイプⅡ(専任補助者制度)の活用状況
 - ・専任補助者の活用は、件数及び割合が低下
 - ・復興需要による技術者不足等で被災三県における活用率が低い



【専任補助者制度】

- H26年4月に技術者不足による入札不調の施工確保対策として制度導入
- H26年9月に制度改定
 - ・若手技術者の参加資格要件である同種経験を緩和(例:橋梁下部工工事⇒一般土木工事の経験)
 - ・若手監理技術者の複数人配置可
 - ・専任補助者に他工事との兼務規定を適用

【被災三県における制度活用状況】

- H26年度:4.0%(20件/494件)
 - H27年度:2.9%(13件/456件)
 - H28年度:3.6%(16件/445件)(12月末現在)
- ※(活用件数/対象工事件数)

- ・専任補助者の活用割合は極めて少ないが制度は継続する。

施工能力評価型（同時提出型）の適用

お知らせ

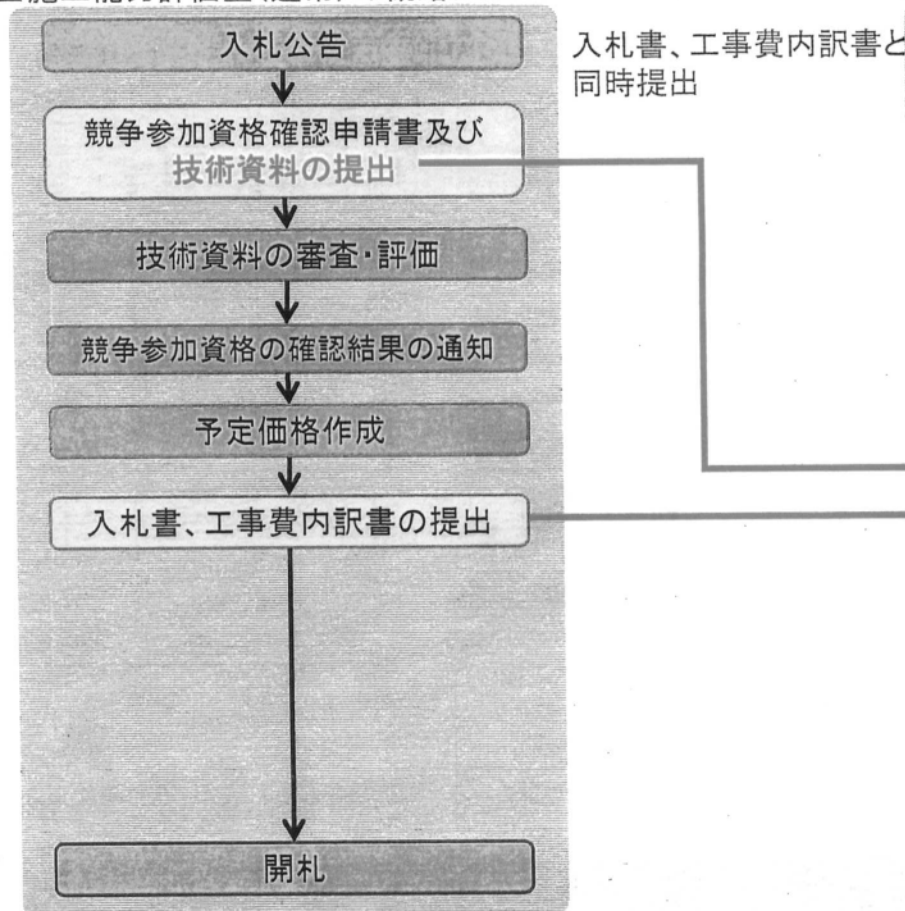
【適用範囲】施工能力評価型（同時提出型）については、施工能力評価型を適用する工事のうち、一般土木工事1件につき予定価格が6千万円以上3億円未満の工事に適用してきましたが、**今後は『施工能力評価型の全ての工事』に適用します。**

【留意点】

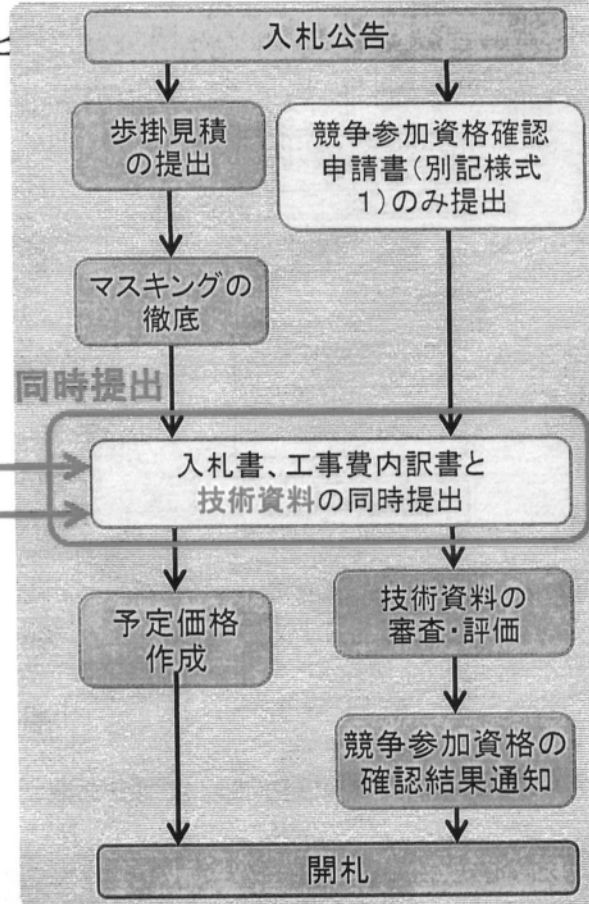
- ・競争参加資格申請書の提出は別記様式1のみとなります。
- ・入札書、工事費内訳書と技術資料を同時に提出することになります。

※入札説明書に記載された期日までに申請書及び確認資料を提出しない場合、入札が無効となります。詳細については個別の入札説明書の記載内容を確認願います。

■ 施工能力評価型（通常）の概略フロー

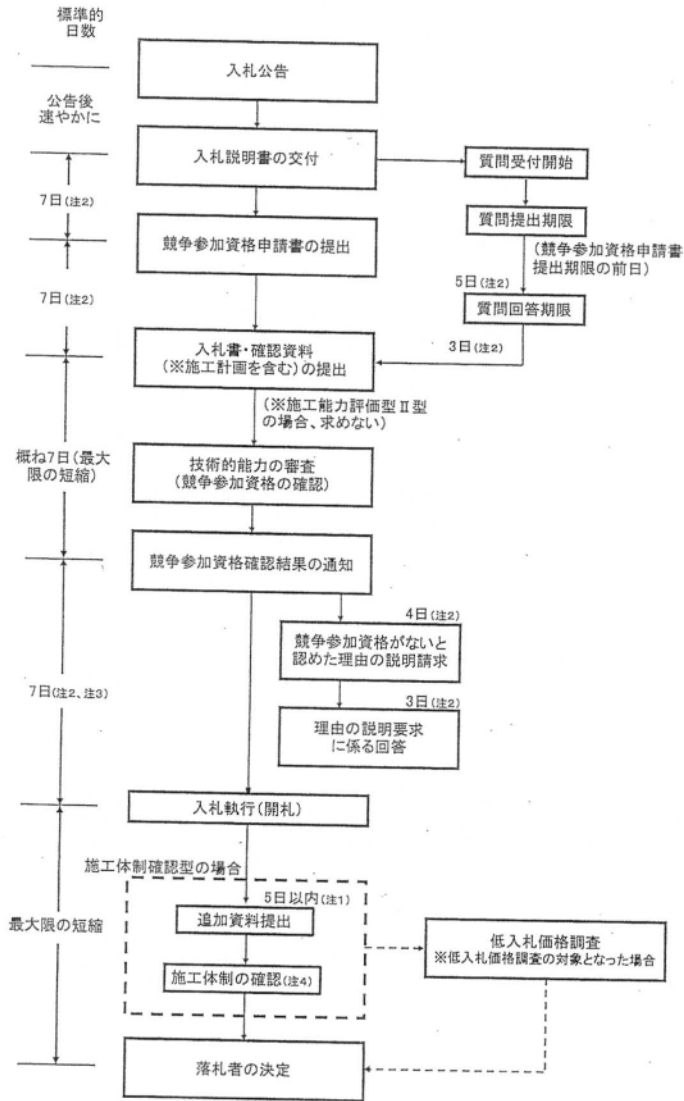


■ 施工能力評価型（同時提出型）の概略フロー



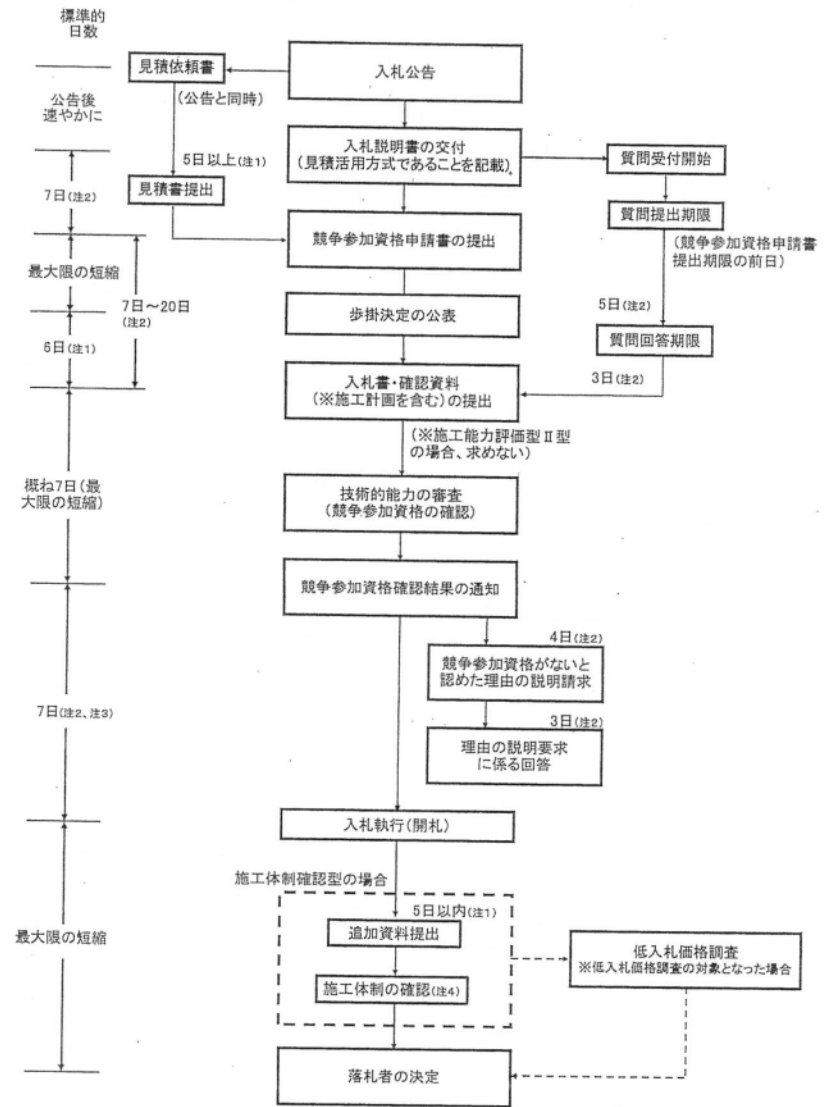
施工能力評価型（同時提出型）の適用

【施工能力評価型（同時提出型）のフロー】



(注1) 土曜日、日曜日及び休日を含まない
 (注2) 土曜日、日曜日及び休日を含む。
 (注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して遅延するものとする。
 (注4) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。

【施工能力評価型（同時提出型+見積活用型）のフロー】



(注1) 土曜日、日曜日及び休日を含まない
 (注2) 土曜日、日曜日及び休日を含む。
 (注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して遅延するものとする。
 (注4) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。

「簡易確認型」による総合評価落札方式の運用

1. 適用対象

(1) 工事

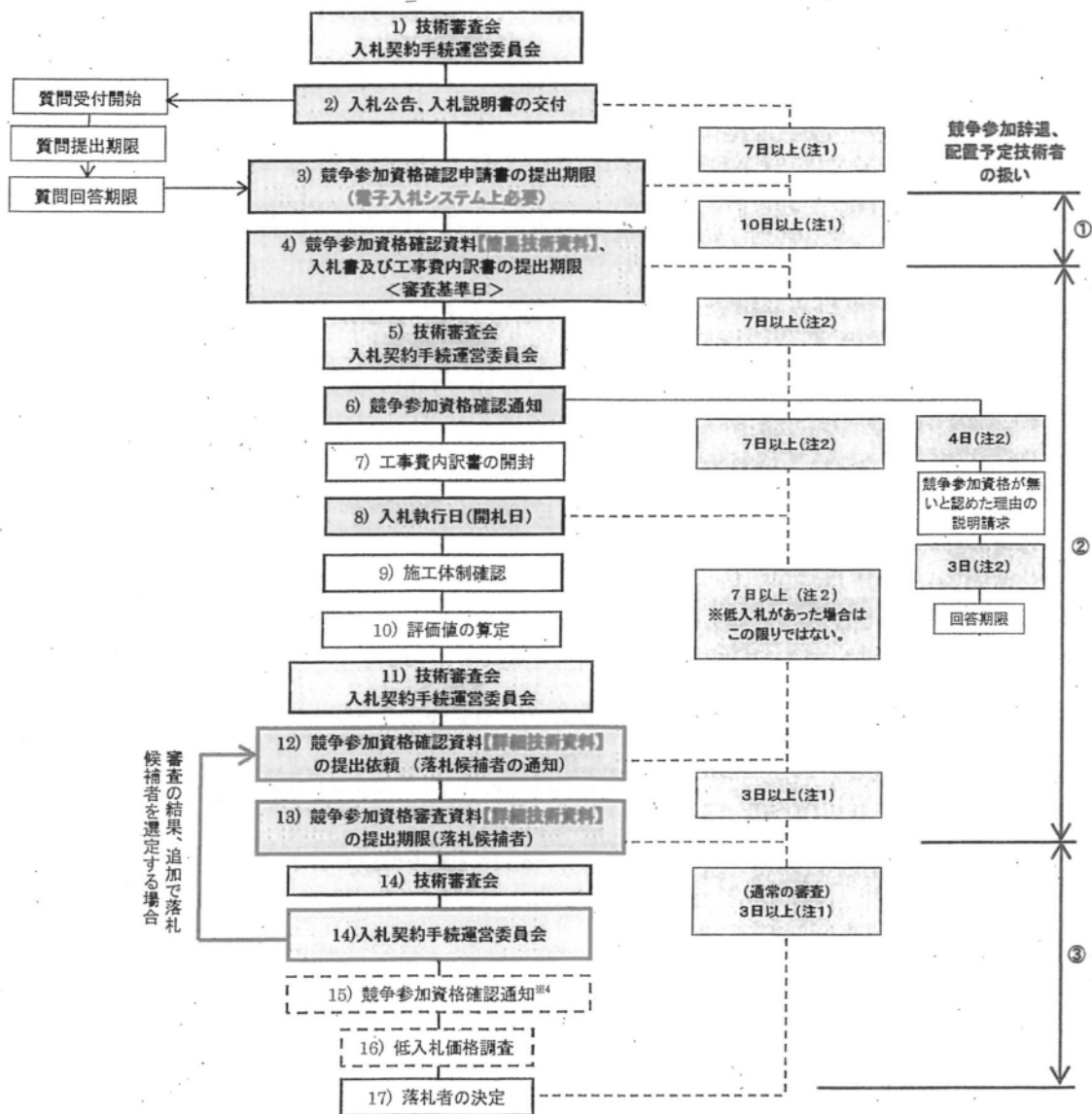
- ・ 試行対象工事に適用可能

(2) 総合評価落札方式等

- ・ 施工能力評価型Ⅱ型に適用可能（一括審査方式との併用は不可）
- ・ 上記のうち多数の競争参加者が見込まれる工事を選定して実施

2. 手続きの概要

(1) 手続きフロー



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含む

- ① 入札書提出前であり、理由を問わず辞退が可能。
- ② 入札書提出以降であるため、配置予定技術者が配置できなくなったことにより入札を「無効」として扱う。
簡易技術資料では配置予定技術者個人は特定されていない。
- ③ 配置予定技術者が配置できなくなったことにより入札を「無効」として扱う。
詳細技術資料により配置予定技術者個人が特定されているので差し替えは不可。

簡易確認型 Q & A

1. 簡易確認型全般

Q 1. 手続きが良く分からない。

手続きは以下のように進めます。

- ① 入札参加者は、入札説明書に基づいて「競争参加資格確認申請書」と競争参加確認資料として「簡易技術資料」を作成します。
- ② 「簡易技術資料」は入札書及び工事費内訳書とともに提出していただきます。
- ③ 発注者は、「競争参加資格確認申請書」と「簡易技術資料」で競争参加資格及び評価点(加算点)を確認します。
- ④ 開札後に入札価格と簡易技術資料等による技術評価点から評価値を算出し、評価値が上位の者(評価値上位3者以上)を落札候補者として選定します。
- ⑤ 落札候補者からは、簡易技術資料の根拠となる「詳細技術資料」を提出頂きます。
- ⑥ 「詳細技術資料」は、従来の技術資料と同様の評価を行い、簡易技術資料が正しいかを確認し、必要に応じて評価値を再算出します。
- ⑦ 落札候補者のうち最も高い評価値(⑥で算定)が、落札候補者以外のうち最も高い評価値(④で算定)よりも高い場合は、その落札候補者を落札者と決定します。
ただし、落札候補者の評価値が落札候補者以外の評価値を下回った場合は、新たな落札候補者を定めて上記の⑤以降の手続きを再び行います。
- ⑧ なお、詳細技術資料により競争参加資格が無いものと評価した場合は、当該者の行った入札は「無効」として扱います。

Q 2. 手続きが複雑そうだが、入札参加者にとってメリットはあるのか。

入札参加者全員には、「簡易技術資料」を提出していただきますが、開札後は落札候補者だけ簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただきますので、落札候補者以外の方の事務は大幅に簡素化されると考えています。

Q 3. 落札候補者の数は、簡易技術資料による評価点を用いた評価値の上位3位に該当する者なのか。

落札候補者の数は、簡易技術資料による評価点を用いた評価値の上位3者以上としており、工事の特性や発注時期等を踏まえて、工事毎に発注者が設定します。
例えば、「評価値の上位〇位に該当する者」として入札説明書に示します。

Q 4. 例えば、落札候補者は「評価値の上位3位に該当する者」である場合、その者が同点で複数存在する場合はどうするのか。

落札候補者は「評価値の上位3位に該当する者」とした場合、その者が複数存在する場合

は、その該当者全てを落札候補者とします。

Q 5. 落札候補者は「評価値の上位3位に該当する者」とされているが、競争参加者が2者であった場合はどうするのか。

落札候補者は「評価値の上位〇位に該当する者」とし、競争参加者数がそれを下回る場合は、その競争参加者全員を落札候補者とします。

Q 6. 簡易技術資料による評価点と入札価格だけで落札者が決まるのか。

簡易技術資料による評価点と入札価格で落札候補者が決まりますが、その後に簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただき、これまでと同様に評価を行った後、落札者を決めます。

このため、簡易技術資料による評価点と入札価格だけで落札者を決定するものではありません。

Q 7. 低入札だった場合はどうするのか。

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者に対して「施工体制確認調査」を実施します。施工体制確認調査で提出した書類と、その後に提出する詳細技術資料の記載内容に齟齬がある場合は、入札を無効とします。

また、詳細技術資料による評価点を用いた評価値が最も高い者（落札予定者）が低入札であった場合は、低入札価格調査を実施します。

Q 8. この方式を導入すると公告から落札者決定までの時間も短縮されるのか。

公告から落札者決定までの時間は、従来の「同時提出型」とほぼ同等と想定しています。しかし、落札候補者の簡易技術資料に誤りがあり評価値が変わって新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、従来よりも時間がかかってしまうことが予想されます。

Q 9. 落札候補者となった（ならなかった）旨の通知は送付されるのか。

落札候補者へは『競争参加資格確認資料【詳細技術資料】提出依頼書』が送付されます。非落札候補者への通知はありません。

2. 簡易技術資料

Q10. 簡易技術資料による評価は高めに申請した方が有利になるのではないか。

落札候補者となった場合は、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただき、これまでと同様に評価を行います。

このため、仮に簡易技術資料による評価を意図的に高く申請することにより落札候補者となったとしても、落札者となることはありません。

なお、簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえで、ヒアリングを行う場合があります。また、ヒアリングの結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

Q11. 簡易技術資料では「同種工事の施工実績・施工経験」について具体的な工事名等が記載されないが、参加資格要件をどのように確認するのか。

競争参加資格は、「競争参加資格確認申請書」で以下の①及び②が確認された場合に「資格あり」とします。

なお、詳細技術資料により競争参加資格がないと認めた場合は「無効」として扱います。

① 簡易技術資料の競争参加資格『入札説明書記4. 競争参加資格に定める各条件を満たし、競争参加資格を有している』の該当欄で○印を選択しており、エラーメッセージが表示されていない。

②社名から下記を確認。

- i) 予決令第70条（一般競争に参加させることができない者）及び第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない。
- ii) 当該工事で指定する工事種別及び等級区分に該当する一般競争参加資格を有する。
- iii) 会社更生法・民事再生法に基づく、構成・再生手続の申立がなされていない。
- iv) 競争参加資格に定める範囲に建設業法に基づく本店（支店又は営業所）を有する。
- v) 事業協同組合として申請がある場合、その構成員が単体で申請していない。
- vi) 経常JVの構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上ある。
- vii) 指名停止を受けている期間中でない。
- viii) 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面で関連が無い。
- ix) 警察当局からの排除要請があり、該当状態が継続していない。
- x) 経営事項審査が有効期限内である。（有効期限外である場合も欠格とはせず、落札者となった場合に契約締結時点で更新されていることを確認。）

Q12. 簡易技術資料はどのように作成するのか。

簡易技術資料は、入札説明書とともにダウンロードされた当該工事の様式を使用してください。空欄や複数入力となっている評価項目については評価を行いませんのでご注意ください。

なお、提出にあたっては、簡易技術資料の記載内容が失われないように PDF 形式に変換してください。

Q13. 簡易技術資料を提出せずに応札した場合はどうなるのか。

入札は無効として取り扱います。

Q14. 簡易技術資料の扱いは「参考資料」なのか、「正式資料」なのか。

簡易技術資料は、入札手続きにおける審査に用いる「正式資料」です。

Q15. 簡易技術資料の再提出はできるのか。

「入札説明書」に『提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない』の記載があるとおり、簡易技術資料の再提出は認めません。

Q16. 簡易技術資料の記載に間違いがあった場合のペナルティはあるのか。

過失と判断される記載間違いについてはペナルティを課しません。

なお、簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえで、ヒアリングを行う場合があります。また、ヒアリングの結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

3. 詳細技術資料

Q17. 詳細技術資料は入札後の提出となるため電子入札システムで提出できないが、どのような方法で提出すればよいのか。

詳細技術資料は、電子メール、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）のいずれかの方法で提出してください。

Q18. 簡易技術資料の提出時に詳細技術資料を同時に提出した場合はどうなるのか。

また、詳細技術資料の提出時に簡易技術資料を同時に提出した場合はどうなるのか。

前者の場合、簡易技術資料は有効として扱います。同時に提出された詳細技術資料は発注者において破棄し、落札候補者となった時に改めて提出していただきます。

後者の場合、詳細技術資料は有効として扱います。同時に提出された簡易技術資料は発注者において破棄します。

Q19. 簡易技術資料に間違いがあったので、詳細技術資料は正しいものを出したいが認められるか。

詳細技術資料の評価は、評価項目毎に簡易技術資料による評価点を上限として評価します。このため、簡易技術資料の得点を超える詳細技術資料を提出していただいても構いませんが評価点が上がることはありません。

Q20. 提出した詳細技術資料に誤りや不備があることに気づいたが、再提出や追加提出はできるのか。

「入札説明書」に『提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない』の記載があるとおおり、詳細技術資料の再提出は認めません。

Q21. 「簡易技術資料」による評価と「詳細技術資料」による評価が一致しない場合、どのように評価されるのか。

「簡易技術資料」と「詳細技術資料」による評価が一致しない評価項目の評価点は、「簡易技術資料」での評価点を上限として発注者の審査結果により評価します。

なお、詳細技術資料による評価点が簡易技術資料による評価点を下回った場合は、詳細技術資料による評価点が採用されます。

Q22. 簡易技術資料での評価点を上限とするのは不適切ではないか。「詳細技術資料」による評価点を優先すべきではないか。

詳細技術資料は、簡易技術資料の申請内容を確認する根拠資料です。詳細技術資料での

審査結果が簡易技術資料の申請内容と同等以上である場合に、「簡易技術資料の評価点の確認が取れた」と判断します。よって、評価点は簡易技術資料での評価点が上限となります。

なお、詳細技術資料での審査結果が簡易技術資料での申請内容を下回った場合は、「簡易技術資料の申請内容の確認が取れない」と判断されるため、詳細技術資料による評価点を採用します。

入札説明書及び簡易技術資料に「簡易技術資料の記載内容と発注者の審査結果が異なる場合、簡易技術資料での評価点を上限として発注者の審査結果により評価」する旨の記載がありますのでご確認ください。

Q23. 「簡易技術資料」による評価と「詳細技術資料」による評価が一致しないことをもって、ペナルティが課せられることはあるのか。

評価結果が簡易技術資料と詳細技術資料で一致しないことだけをもってペナルティを課すことはありません。

なお、簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえで、ヒアリングを行う場合があります。また、ヒアリングの結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

Q24. 詳細技術資料は提出を辞退することはできるのか。

入札書の提出以降であるため、配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき以外の理由では、詳細技術資料の提出を辞退することはできません。

なお、配置予定技術者等の配置ができなくなり、詳細技術資料の提出を辞退する場合には申出書の提出を求めます。

Q25. 落札候補者が競争参加を辞退した場合、落札候補者を追加で選定して詳細技術資料の提出を求めるのか。また、追加で選定された場合においても、詳細技術資料の提出を任意で辞退することはできないのか。

落札候補者全てが配置予定技術者を配置できなくなったことを申し出て入札が無効となった場合は、追加で落札候補者を選定して詳細技術資料の提出を依頼します。この場合においても、配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき以外の理由では、詳細技術資料の提出を辞退することはできません。

なお、落札候補者が1者でも残れば、追加で落札候補者の選定は行いません。

Q26. 詳細技術資料を提出した後に「競争参加資格なし」との通知を受けたが、簡易技術資料提出後に「競争参加資格あり」との通知を受けている。簡易技術資料と詳細技術資料はともに「競争参加資格確認資料」として提出しており、審査結果が覆るのはおかしいのではないか。

詳細技術資料では、「同種工事の施工実績・施工経験」等について具体的な記載や証明す

る資料をもとに競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていないと判断される場合は「競争参加資格なし」として通知します。

4. 配置予定技術者

Q27. 配置予定技術者は、詳細技術資料の提出時まで特定する必要はないのか。

簡易技術資料を提出する時点では、配置予定技術者の個人名を申請していただく必要はありません。

落札候補者となった場合は、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただきますので、配置予定技術者の個人名を申請していただきます。

Q28. 配置予定技術者は、詳細技術資料の提出前であれば差し替えが可能なのか。

詳細技術資料が提出されるまでは配置予定技術者個人が特定されていません。

簡易技術資料で示された実績等を有する技術者が、詳細技術資料において配置予定技術者として申請されるものと認識しています。

Q29. 簡易技術資料で想定していた配置予定技術者が、他工事の受注等により配置できなくなり、当該工事を辞退する場合、発注者はどのような確認を行うのか。

配置予定技術者が他工事の受注等により配置できなくなった場合は、速やかに発注者へ申し出てください。

その処理にあたっては、従来の入札手続きと同様です。

Q30. 配置予定技術者はこれまでと同様に複数で申請することができるのか。

落札候補者となった場合に提出する「詳細技術資料」では、従来と同様に配置予定技術者を複数申請することができます。この場合、その中で技術能力の一番低い者を対象に評価を行います。

簡易技術資料を作成するときも複数を選定することができますが、この場合、上記を踏まえ、その中で技術能力の一番低い者を想定して評価項目を記入してください。また、提出する簡易技術資料は、技術能力の一番低い者で作成した1枚としてください。

【参考1】

簡易技術資料作成の留意点

様式の下部にある注意書き『提出前に必ず確認してください。』を確認のうえ記入して下さい。

「簡易技術資料」による評価と「詳細技術資料」による評価が一致しない評価項目は詳細技術資料の記載内容を正としますが、この場合の評価点は評価項目毎に簡易技術資料での評価点を上限とします。

簡易技術資料		提出日：平成28年12月9日			
参加者名：					
工事名：					
評価項目	該当(入力)	配点	評価点	エラーメッセージ	
競争参加資格 ・入札説明書4、競争参加資格に定める各条件を満たし、競争参加資格を有している ・(5)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事配置できる。	入札説明書4競争参加資格に定める各条件を満たし、参加資格を有している			競争参加資格を満たしていません。	
7)平成13年度以降の施工実績	より同種性が高い工事の施工実績 同種性が認められる工事の施工実績	5.0	5.0 5.0 4.0 3.0 2.0 1.0 0.5 0.0		
イ)東北地方整備局発注工事で、平成26・17年度の当該工事種別工事(〇〇〇工事)の2ヶ年の平均工事成績	80点以上 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 75点未満	入力不要			
ウ)東北地方整備局発注工事の平成26年度以降の優良工事表彰、工事成績優秀企業認定、工事成績優秀地域企業表彰の有無	工事成績優秀地域企業表彰の実績有り 優良工事表彰(局長表彰)又は工事成績優秀企業認定の実績有り 事務所長表彰の実績有り 表彰、認定の実績無し	〇 〇	2.0 2.0 1.0 0.0	複数入力	
エ)東北地方整備局発注工事の平成26年度以降のSD・SAFETY・安全表彰の有無	表彰の実績有り 表彰の実績無し	〇	1.0 0.0		
カ)登録基幹技能者の配置の有無	登録基幹技能者の配置有り 登録基幹技能者の配置無し	〇	1.0 0.0	未入力	
キ)IoTの全面的な活用の有無	活用有り 活用無し	〇	2.0 2.0 0.0		
ク)地域内における本支店、営業所の所在地の有無	地域内に本店有り 地域内に支店又は営業所有り 地域内に拠点無し	〇	2.0 1.0 0.0		
ケ)災害協定等に基づく活動実績の有無	災害協定等に基づく活動実績有り 災害協定の締結有り 上記以外	〇	3.0 1.5 0.0		
コ)地域防災への協力体制の有無	有り 無し	〇	1.0 0.0		
上記ア)～ケ)の合計			換算前 22.0 地盤後 20.0	18.0 16.4	
7)平成13年度以降の同種工事の施工経験と立場	より同種性の高い工事において監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、又は、同種性の認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	〇	7.0 7.0 3.5 0.0	7.0 7.0	
イ)東北地方整備局発注工事で、平成24年度以降完成した当該工事種別工事(〇〇〇工事)の施工経験における工事成績評定点	80点以上 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 75点未満	〇	7.0 6.0 5.0 4.0 3.0 1.5 0.0	7.0 7.0	
ウ)東北地方整備局発注工事の平成24年度以降の優良工事表彰の有無	局長表彰の実績有り 事務所長表彰の実績有り 表彰の実績無し	〇	4.0 2.0 0.0	4.0 2.0	
エ)継続教育(CPD)の取り組み状況	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り 継続教育(当該団体推奨単位の3分の2以上取得)の証明有り 継続教育の証明無し	〇 〇	2.0 1.0 0.0	2.0 1.0 複数入力	
上記ア)～エ)の合計	技術者の能力等の小計が20点以上		20.0	21.0	
合計			40.0	37.4	

①該当欄で〇印を選択するとエラーメッセージが消えます。

②発注者が評価点を確認

③複数入力は評価しない(0点)

④未入力は評価しない(0点)

③複数入力は評価しない(0点)

※1 「該当」欄の該当箇所には「〇」をつけてください。(「入力不要」とされている項目は入力不要です。)
 ※2 配属予定技術者の「2」部補正工事の工事成績は、「該当」欄に当該工事の工事成績評定点を入力してください。
 ※3 評価項目の記載を必ず入札説明書で確認してください。
 ※4 評価点は自動入力されますので、入力は不要です。
 ※5 複数入力及び未入力の評価項目は評価対象としません。(エラー表示がある場合は入力内容を確認してください。)
 ※6 行や列の削除や挿入など、様式を改変しないでください。
 ※7 本紙をPDFに変換し、入札システム内の評価システムにより提出してください。
 ※8 印刷版と異なる場合は、別途、印刷する提出用紙を提出してください。(印刷版と異なる場合は印刷しない)
 ※9 本資料の記載内容と発注者の審査結果が異なる場合は、本資料での評価点を上限として発注者の審査結果により評価します。
 ※10 簡易技術資料の記載に誤りがあった場合、詳細技術資料の提出を求めたうえで再入力を行い、その結果、誤りの訂正をしたことが確認された場合は用名停止措置目標に基づき措置を行うことがあります。

落札候補者・落札予定者の選定の考え方

【例：簡易技術資料による評価値の上位3者を落札候補者として選定する場合】

1. 落札候補者の選定

(1) 評価値上位3者の考え方

	【例1】	【例2】	【例3】
	簡易技術資料による 評価値(順位)	簡易技術資料による 評価値(順位)	簡易技術資料による 評価値(順位)
落札 候補者	A社 72(1)	A社 72(1)	A社 72(1)
	B社 71(2)	B社 71(2)	B社 71(2)
	C社 70(3)	C社 70(3)	C社 71(2)
	D社 68(4)	D社 70(3)	D社 70(4)
	E社 65(5)	E社 65(5)	E社 65(5)

2. 落札予定者の選定

(1) 落札候補者に無効があった場合

- ① 落札候補者の全者が無効 → 落札候補者の追加選定が必要
- ② 落札候補者のうち1~2者が無効 → 落札候補者の追加選定は不要

(2) 詳細技術資料の審査により落札候補者の評価値が変動した場合

- ① 落札候補者のうち最も高い評価値が次点(評価値4位)の評価値を上回る場合
→ 落札候補者のうち最も高い評価値の者を落札予定者とする。
- ② 落札候補者のうち最も高い評価値が次点(評価値4位)の評価値を下回る場合
→ 落札候補者を追加選定(1者以上)して詳細技術資料の提出を求める。

【例4】

	簡易技術資料による 評価値(順位)	詳細技術資料による 評価値(順位)
落札 候補者	A社 72(1)	A社 66(3)
	B社 71(2)	B社 無効
	C社 70(3)	C社 70(1)
	次点 D社 68(4)	D社 [68](2)
	E社 65(5)	E社 [65](4)

A社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
B社：無効
C社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を上回る。

・評価値の最も高いC社が落札予定者となる
・落札候補者の追加選定不要

【例5】

	簡易技術資料による 評価値(順位)	詳細技術資料による 評価値(順位)
落札 候補者	A社 72(1)	A社 66(3)
	B社 71(2)	B社 無効
	C社 70(3)	C社 67(2)
	次点 D社 68(4)	D社 [68](1)
	E社 65(5)	E社 [65](4)

A社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
B社：無効
C社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。

・全ての落札候補者の評価値が次点(D社)を下回る。
・落札候補者の追加選定必要
→ 次点であるD社

H28 年度東北地方整備局入札監視委員会について

1) 入札監視委員会

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく第三者機関
 - ① 工事及び建設コンサルタント業務等の入札及び契約事務運用状況の報告
 - ② 抽出した工事・建設コンサルタント業務等の一般競争入札参加資格の設定の理由等、指名競争入札の指名理由等について審議し、不適切な点又は改善すべき点について意見の具申又は勧告を行う。
 - ③ 入札契約手続き及び指名停止又は警告若しくは注意の喚起に係る再苦情処理。
- ・ 入札監視委員会の定例会議は、3箇月に1回（年4回、2時間／1回）開催、局長、副局長、各部長及び説明者（抽出案件事務所長等）が出席。その議事概要は公表。

2) 構成委員

第一部会（建設関係）

役職	氏名	職業
部会長	伊東 満彦	弁護士
部会長代理	久田 真	東北大学院工学科教授
委員	牛尾 陽子	東北活性化研究センター
委員	泉田 成美	東北大学院経済学教授

第二部会（港湾関係）

役職	氏名	職業
部会長	高橋 敏彦	東北工業大学工学部教授
部会長代理	是川 晴彦	山形大学人文学部教授
委員	我妻 崇	弁護士

7名

3) 委員会の概要

- ① 対象期間内の発注案件報告
 - 工事、業務委託、役務の提供、物品製造の全ての発注案件
- ② 指名停止等の運営状況等の報告
 - 指名停止等の運用状況、談合情報等の対応状況、再度入札における一位不動状況、低入札価格調査対象案件
- ③ 審議案件
 - 審議案件は、工事から6件、建設コンサルタント業務等から2件、役務の提供及び物品製造から1件の合計9件が抽出
 - （落札率が高く1者応札の案件、落札率が極端に低い案件、建設コンサルタント業務のプロポーザル方式で参加表明書の提出者が1者の案件、過去に談合があった案件（橋梁上部工工事、水門談合に係る機械設備工事など）

4) 審議概要から

- ① 委員からの主な質疑
 - ・ 工事で応札者〇〇者中、半分以上が無効（調査基準価格以下）の理由
 - ・ 落札者とそれ以外者の入札額に相当の差の理由
 - ・ 入札参加可能業者数が〇〇者もいるのに入札参加者が少ない理由
 - ・ 地域要件の設定理由や1者応札で落札率が100%近くになっている理由
 - ・ 役務で落札した1者が極端に低い金額で入札している理由 など
- ② 委員会からの主な意見要望
 - ・ 特殊な技術を要求される案件については入札者の技術を評価できる方式の導入を
 - ・ 地域要件や入札方式の見直しなど競争性の確保が図られる工夫を
 - ・ 今後とも入札契約における一層の透明性及び競争性の確保 など